

令和6年12月12日

関係団体 御担当者様

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課

### 容器包装リサイクル制度に係る周知のお願いについて

平素より容器包装リサイクル制度の円滑な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

容器包装リサイクル制度は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）の規定に基づき実施されておりますところ、容器包装リサイクル法が平成12年に完全施行され、現在に至るまで国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携により着実に容器包装の再商品化が推進されてきました。

容器包装リサイクル法では、容器を製造・利用する事業者及び包装を利用する事業者（以下「特定事業者」という。）に、容器包装の再商品化の義務を課し、特定事業者は、その義務の履行の方法として指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化委託料を支払うことで再商品化をしたものとみなすことが定められています。

容器包装リサイクル法が施行され、20年以上の月日が経つところでありますが、改めて容器包装リサイクル制度について御理解いただきたく、御多忙のところ恐縮ですが、配下各企業への周知文書の発出等により広く制度の周知に御協力いただければ幸いです。

会員企業向け文書（別紙 R7 あなたの役割チラシ）を添付いたしますので、御活用下さい。